

【利用料金表】

<令和6年6月1日現在>

通所介護利用料（介護保険適用部分の1割負担の場合の額）		3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間
基本 利用 料	要介護1	458 円/回	478 円/回	690 円/回	707 円/回	794 円/回
	要介護2	519 円/回	544 円/回	811 円/回	829 円/回	932 円/回
	要介護3	584 円/回	610 円/回	932 円/回	954 円/回	1075 円/回
	要介護4	648 円/回	679 円/回	1052 円/回	1077 円/回	1218 円/回
	要介護5	711 円/回	745 円/回	1174 円/回	1202 円/回	1365 円/回
加 算	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ		60 円/回			
	個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ		81 円/回			
	個別機能訓練加算(Ⅱ)		21 円/月			
	入浴介助加算Ⅰ		43 円/回			
	科学的介護推進体制加算		43 円/月			

- * 上記の額は、利用1回当りの介護報酬告示上の通常規模通所介護の単位の、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位を加え、1単位10.68円の地域単価を乗じ、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の9.2%を加算した額の、利用者にご負担いただく1割相当の額です。実際にご負担いただく額は、介護保険負担割合証に応じた割合になります。
- * 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ・ロは、通所介護計画に位置付けられており且つ、実際に実施した場合に算定します。
- * 個別機能訓練加算Ⅱは、個別機能訓練加算Ⅰを算定している利用者について、厚生労働省のデータベースに訓練内容等の情報を提出し、フィードバックを受け、必要な情報を活用した月に算定します。
- * 入浴介助加算Ⅰは、通所介護計画に位置付けられており且つ、入浴介助に関する研修を受けた職員によって実際に実施した場合に算定します。
- * 科学的介護推進体制加算は、利用者の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省のデータベースに提出している場合、月ごとに算定します。

介護予防・日常生活支援総合事業利用料（国基準相当通所型サービスA6）		
基本利用料	通所型Ⅰ（週1回利用）	2200円/月
	通所型Ⅱ（週2回利用）	4428円/月
加算	科学的介護推進体制加算	43円/月

- * 上記の額は、利用時間・回数にかかわらず1ヶ月当り包括的な基本単位の、サービス提供体制強化加算（Ⅰ）88単位/176単位を加え、1単位10.68円の地域単価を乗じ、介護職員処遇改善加算の9.2%を加算した額の、利用者にご負担いただく1割相当の額です。実際にご負担いただく額は、介護保険負担割合証に応じた割合になります。
- * 科学的介護推進体制加算は、利用者の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省のデータベースに提出している場合、月ごとに算定します。

介護予防・日常生活支援総合事業利用料（市独自基準通所型サービスA7）		
基本利用料	通所型Ⅰ（週1回利用）	2132円/月
	通所型Ⅱ（週2回利用）	4152円/月
加算	自立支援強化特別配置加算	128円/月
	科学的介護推進体制加算	43円/月

- * 上記の額は、利用時間・回数にかかわらず1ヶ月当り包括的な基本単位の、自立支援強化特別配置加算120単位を加え、1単位10.68円の地域単価を乗じ、介護職員処遇改善加算の9.2%を加算した額の、利用者にご負担いただく1割相当の額です。実際にご負担いただく額は、介護保険負担割合証に応じた割合になります。
- * 科学的介護推進体制加算（40単位）は、利用者の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省のデータベースに提出している場合、月ごとに算定します。

- ◎ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1月あたりの料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、三鷹市健康福祉部高齢者支援課の窓口に出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

「実費負担」：介護保険適用部分以外の実費をご負担いただくのは以下のとおりです。

食事代	700円/食
行事等特別な食事代	実費
オムツ・パット代	実費
活動材料費	実費

「キャンセル規定」：利用者のご都合でサービスを中止する場合も、キャンセル料はかかりませんが、下記のとおり、食事代の実費をご負担いただく場合があります。

①利用当日の午前10時までに利用中止のご連絡をいただいた場合	無料
②利用当日の午前10時までに利用中止のご連絡をいただかなかった場合	食事代700円

【利用料金表】

<令和6年6月1日現在>

認知症対応型通所介護利用料（介護保険適用部分、介護予防を含む）						
		3～4時間	4～5時間	5～6時間	6～7時間	7～8時間
基本 利用 料	要支援1	577 円/回	602 円/回	881 円/回	904 円/回	1017 円/回
	要支援2	637 円/回	665 円/回	978 円/回	1003 円/回	1133 円/回
	要介護1	656 円/回	687 円/回	1015 円/回	1038 円/回	1172 円/回
	要介護2	720 円/回	752 円/回	1121 円/回	1149 円/回	1294 円/回
	要介護3	782 円/回	819 円/回	1225 円/回	1256 円/回	1418 円/回
	要介護4	846 円/回	884 円/回	1328 円/回	1362 円/回	1542 円/回
	要介護5	909 円/回	949 円/回	1433 円/回	1470 円/回	1663 円/回
加 算	個別機能訓練加算(Ⅰ)		29 円/回			
	個別機能訓練加算(Ⅱ)		22 円/月			
	科学的介護推進体制加算		44 円/月			

- * 上記の額は、利用1回当りの介護報酬告示上の通常規模通所介護の単位の、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)22単位を加え、1単位10.83円の地域単価を乗じ、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)の18.1%を加算した額の、利用者にご負担いただく1割相当の額です。実際にご負担いただく額は、介護保険負担割合証に応じた割合になります。
- * 個別機能訓練加算(Ⅰ)は、通所介護計画に位置付けられており且つ、実際に実施した場合に算定します。
- * 個別機能訓練加算Ⅱ(20単位)は、個別機能訓練加算Ⅰを算定している利用者について、厚生労働省のデータベースに訓練内容等の情報を提出し、フィードバックを受け、必要な情報を活用した月に算定します。
- * 入浴介助加算Ⅰは、通所介護計画に位置付けられており且つ、入浴介助に関する研修を受けた職員によって実際に実施した場合に算定します。
- * 科学的介護推進体制加算(40単位)は、利用者の心身状況に係る基本的な情報を厚生労働省のデータベースに提出している場合、月ごとに算定します。
- ◎ 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は、一旦1月あたりの料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行いたします。このサービス提供証明書を後日、三鷹市健康福祉部高齢者支援課の窓口へ提出しますと、差額の払い戻しを受けることができます。

「実費負担」：介護保険適用部分以外の実費をご負担いただくのは以下のとおりです。

食 事 代	700円/食
行事等特別な食事代	実費
オムツ・パット代	実費
活動材料費	実費

「キャンセル規定」：利用者のご都合でサービスを中止する場合も、キャンセル料はかかりませんが、下記のとおり、食事代の実費をご負担いただく場合があります。

①利用当日の午前10時までに利用中止のご連絡をいただいた場合	無料
②利用当日の午前10時までに利用中止のご連絡をいただかなかった場合	食事代700円